

対象

出産後おおむね1カ月の産婦とそのお子さんで次に該当する人

- ①市内在住の人
 - ②体調不良や育児に不安がある人
 - ③家族などからのサポートが受けられない人
- ※医療行為が必要な人は利用できません。



利用の流れ

①申請

妊娠7カ月から申請できます。
「産後ケア事業利用申請書」を健康づくり課に提出してください。
※申請書は健康づくり課にあります。
持参物 母子健康手帳、印鑑



②計画

赤ちゃんが生まれたら、健康づくり課に連絡してください。どのようなケアが何日必要か相談しながら利用計画を立てます。



③利用開始

利用決定の通知をします。
・宿泊型…母子一緒に病院へ
・訪問型…助産師が自宅を訪問します



④支払い

自己負担金を直接お支払いください。
・宿泊型…利用料金の2割
・訪問型…利用料金の1割

※詳しい利用案内は、市公式ホームページにも掲載しています。

利用者の声



授乳がうまくいかず、育児ができるか不安でした。授乳や沐浴の仕方などを繰り返し指導していただいたので、家に帰ってから自信を持って子育てすることができました。

(初産・宿泊型産後ケア5日間利用)



産後ケア事業、大変良かったです。初めての育児で分からないことだらけで、すべてがおっかなびっくりでした。でも、いろいろ教えていただく中で、自信がついて楽しく育児ができるようになりました。

(初産・訪問型産後ケア5日間利用)

健康づくり課では、妊娠届を提出された妊婦に、保健師や助産師が電話や訪問をすることで、安心して出産・育児ができるようにサポートしています。

今回紹介した産後ケアの利用や、妊娠・出産について不安や心配なことがあれば、ぜひご相談ください。

【問】健康づくり課(古河福祉の森会館) ☎48-6881

